

2019年度やまがた住生活月間リーフレット作成業務委託  
公募型プロポーザル審査要領

やまがた住生活月間推進会議

2019年度やまがた住生活月間リーフレット作成業務委託に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「2019年度やまがた住生活月間リーフレット作成業務委託公募型プロポーザル実施要領」に規定する資格要件を満たす提案者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した提案者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した提案者

2 審査の項目及び配点

総合点数は100点満点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおり。

審査の項目	審査の視点	配点
(1) 周知方法 <50>	①集客方法の提案 ・県民に対する周知方法に優れている。 ・掲載されるイベント等の集客が図られる提案である。	50
(2) 出来映え <30>	①表紙デザイン案 ・県民に対する関心向上が図られるデザインである。	10
	②構成デザイン案 ・内容が充実している（ページ数や情報量など） ・県民に対してイベント等が分かりやすい構成となっている。 ・各内容の構成バランスが良い。	20
(3) 事業の確実性 <20>	①業務体制 ・本業務を遂行するために適正な体制である。	10
	②製作費の確保案 ・仕様書記載の予算を基本とし、30万円ごとに2点の加点とする。最大10点	10
	合計	100

3 審査委員会

提案者から提出された書類に基づき、2019年4月下旬頃に審査委員会を開催する。

#### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された提案書等による書類審査方式とする。審査は、2に定める審査項目ごとに、5に定める採点基準に従って評価し、採点を行う。
- (2) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、最優秀者と次点者を決定する。
- (3) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、(1) 集客方法の提案点数が上位の者から順に最優秀者と次点者を選定する。さらに同点の場合は、以下、  
(2) 出来映え、(3) 事業の確実性の順に最優秀者と次点者を選定する。

#### 5 採点基準

各項目5段階評価とし、採点の基準は下記を目安とする。

配点	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
50	50	40	30	20	10
20	20	16	12	8	4
10	10	8	6	4	2